

8-19-5-2

GAa2/1

労働省

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進する  
ための労働省関係法律の整備等に関する法律案趣旨説明



女性と仕事の未来館



00602483





雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進す

るための労働省関係法律の整備等に関する法律案趣旨説明

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するため  
の労働省関係法律の整備等に関する法律案」について、その趣旨を御説明  
します。

近年、我が国における女子労働者は着実に増加し、約千五百万人と全労働者の三分の一を超え、また、あらゆる産業、職業に進出し、我が国の経済社会の発展は今や女子労働者をぬきにしては考えられなくなつてきております。女子の職業に対する意識も高まり、その生涯における職業生活の比重も増大しております。しかしながら、我が国経済社会の実態は意欲と能力のある女子労働者がそれを十分に発揮しうる環境が整えられているとは必ずしもいえない状況にあり、そのような環境を整えることが大きな課

題となつてきております。

また、昭和五十年の国際婦人年を契機として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保することが国際的潮流となつていく中で、我が国は国際連合総会において採択された「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を昭和五十五年に署名したところであり、先進国の一員として、早期に関係国内法を整備し、条約の批准に備えることが要請されております。

このような内外の情勢を考慮に入れますと、我が国においても、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されるよう、新たな立法措置を講ずる一方、労働基準法の女子保護規定については、女子の就業分野の拡大に資するとともに、時代の変化に即したものとなるよう見直すことが必要となつております。また、これらに加えて、既婚女子労働者の増加

等に伴い、女子労働者自身の健康と福祉さらには次代を担う国民の健全な育成という観点から、母性保護等についての施策の拡充が求められているところであります。

これらの問題については、昭和五十三年以来婦人少年問題審議会において御審議頂いてきておりましたが本年三月末、六年余の長期にわたる御審議の結果を建議としていただいたところであります。政府といたしましては、世界の潮流を見通し、あるべき姿へ向かつて着実に歩むべく歴史的な第一歩として、この建議を踏まえ法律案を作成し、関係審議会にお諮りしたうえ、ここに提出した次第であります。

もとより、雇用の分野において男女の均等な機会及び待遇が現実に確保されるためには、このような法制の整備とあいまつて女子自身が労働に従事する者としての自覚の下にその能力を発揮すると同時に女子の就労につ

いての国民全体の理解を深めることが必要でありますので、政府といたしましてはこれらの気運の醸成を図つてまいることといたしております。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、勤労婦人福祉法の名称を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改めるとともに、その内容を男女の均等な機会及び待遇の確保の促進を図るという観点から抜本的に改正することとあります。

その内容の一は、男女の均等な機会及び待遇の確保のために必要な事業主の責務を新たに規定したことであります。即ち、募集、採用、配置及び昇進については事業主は女子と男子を均等に取り扱うよう努めなければならないこととするともに、これらの事項について労働大臣が指針を定めることができることといたしております。また、労働省令で定める教育訓

練及び福利厚生並びに定年・退職・解雇については、事業主は労働者が女子であることを理由として差別的取扱いをしてはならないことといたしております。

その二は、男女の均等な取扱いに関する紛争の解決のための措置であります。このような紛争については、事業主はまず、企業内で、自主的な解決を図るように努めなければならないことといたしております。また、紛争の関係当事者から求められた場合には、都道府県婦人少年室長が必要な助言、指導又は勧告を行うほか、都道府県ごとに機会均等調停委員会を設け、紛争の調停に当たらせることといたしております。

その三は、妊娠、出産又は育児のためいつたん退職し、再就職しようとする女子の就業の援助の措置等であります。即ち、事業主は、これらの女子の再雇用について特別に配慮するように努めなければならないこととし、

また、国は、その再雇用の促進に必要な援助を行うように努めるものとい  
たしております。

第二は労働基準法を改正し、妊娠及び出産にかかわる母性保護措置を拡  
充する一方、それ以外の女子保護措置について廃止又は緩和することであ  
ります。

その一は、女子の時間外・休日労働の規制について、まず、命令で定め  
る管理職及び専門職については、それを廃止することといたしております。  
また、工業的事業の女子については時間外労働に関する現行の一日二時間  
の制限を廃止することとし、非工業的事業の女子については、時間外・休  
日労働の規制を命令で定める範囲内において緩和することといたしており  
ます。

その二は、深夜業の規制について、命令で定める管理職及び専門職、業

務の性質上深夜業が必要とされる業務に従事する命令で定める短時間労働者等については深夜業の禁止を解除することといたしております。

その三は、危険有害業務の就業制限、生理休暇及び坑内労働について、それぞれ現行規制を緩和するとともに、帰郷旅費の規制は廃止することといたしております。

その四は、妊娠及び出産に係る母性保護について、まず産前休業を多胎妊娠の場合十週間に延長するとともに、産後休業を八週間に延長することとしております。また、妊産婦が請求した場合には、時間外・休日労働及び深夜業を禁止することといたしております。

最後にこの法律の施行は、事前の周知を十分に図る必要があることを考慮し、一部の規定を除き、昭和六十一年四月一日からといたしております。以上が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進する

ための労働省関係法律の整備等に関する法律案の趣旨でございます。

